別記様式第１号

取 扱 基 準

名　称	住民主体の訪問型生活支援補助金
補助区分	運営費補助■　　事業費補助□
補助金の概要	地域住民等のボランティアが掃除，ゴミ出し，洗濯，調理，買い物，電球交換等日常の困りごとに対する支援を実施する場合，その実施主体に対して運営経費等の補助を行う。
目　標	数値化■　　非数値化□
	住民主体の訪問型生活支援実施主体数 33 団体
	＜目標が数値でない場合の評価方法＞
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合，ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内　　容	・初期費用：事業立ち上げの初年度に要する経費 （消耗品費，印刷製本費，備品購入費等） ・運営経費：事業に係る経費 （消耗品費，印刷製本費，役務費，会場使用料・家賃，サービスの利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし，従事者への人件費等の直接経費は除く。）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・初期費用（初年度のみ）：1 主体につき上限 200,000 円 ・運営経費：年額上限 1 主体につき 20,000 円×実施月数
	＜補助額が5万円未満，又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由＞ 補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く，少額でも必要不可欠となっている。
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終　期	令和8年3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示
	〔媒体〕 広報チラシ・ホームページ等
担当部署	福祉部　地域包括ケア推進課 電　話　025－226－1281 e-mail　houkatsucare@city.niigata.lg.jp